

# 適性診断助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定  
平成 28 年 4 月 27 日一部改正  
平成 30 年 4 月 25 日一部改正  
令和元年 9 月 18 日一部改正  
令和 4 年 4 月 27 日一部改正  
公益社団法人 沖縄県トラック協会

## (目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

## (適性診断の種類及び助成金額)

第 2 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

- |                  |         |        |      |
|------------------|---------|--------|------|
| (1) 一般診断・・・会員事業者 | 2, 400円 | 非会員事業者 | 480円 |
| (2) 初任診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |
| (3) 適齢診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

## (助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とする。

## (予算額)

第 4 条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

## (受診から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第 6 条の期日までに、様式 1 「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

## (実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則 本要綱は令和元年10月1日より適用する。

附則 本要綱は令和4年4月1日より適用する。